

中間報告

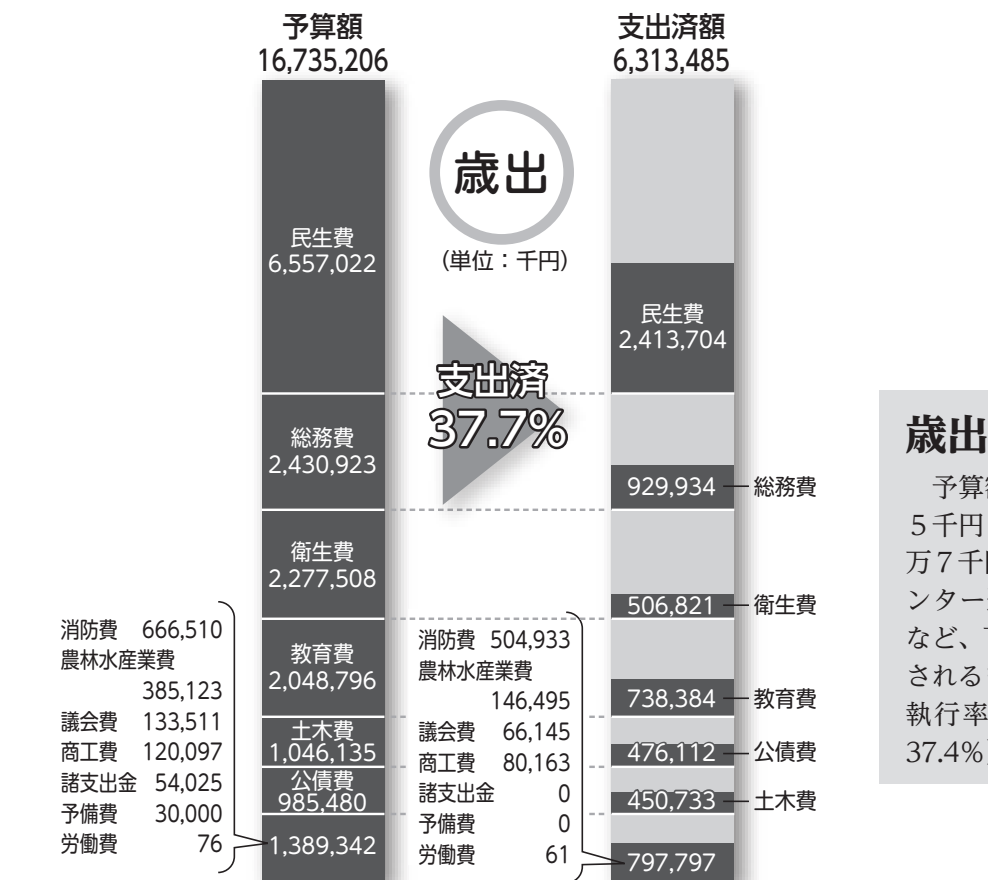
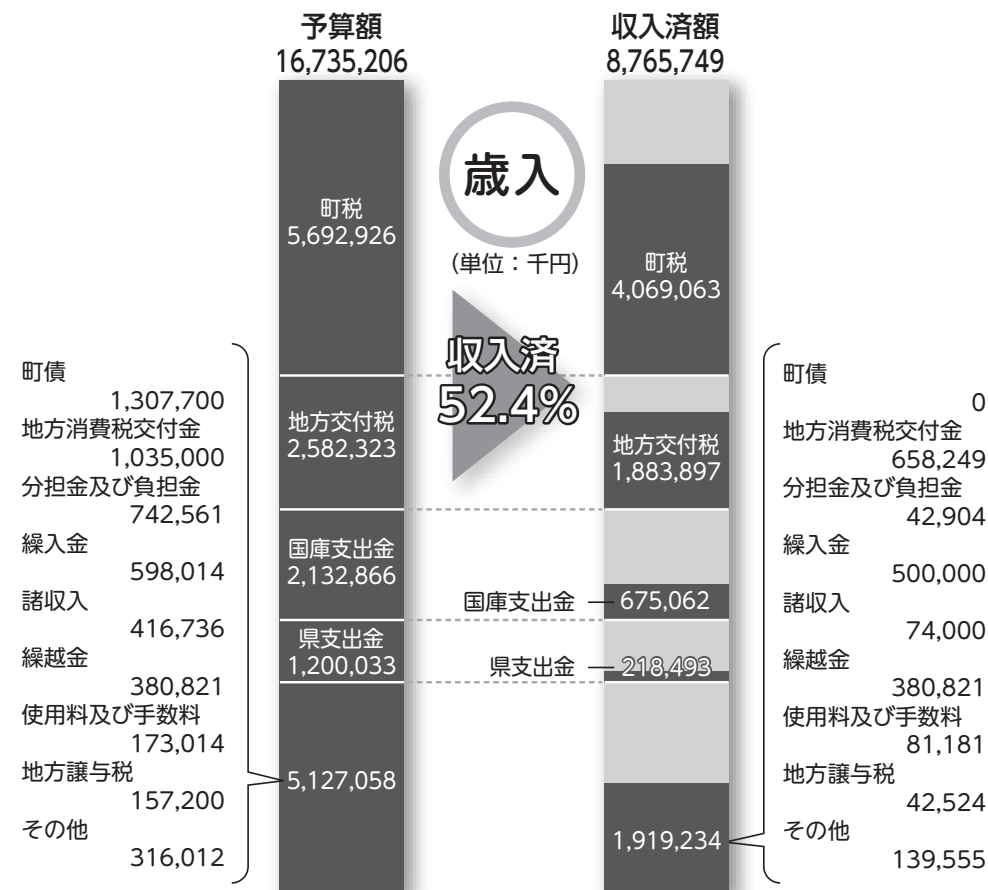
令和7年9月末現在の予算総額は、歳入歳出それぞれ16億7,352,066千円となっています。前年度同期と比較すると1,517,288千円、率にして10・0%の増となっています。

問合せ 総合政策課 財政担当 内線 272

上半期の状況

歳入

予算額のうち、87億6,574万9千円（前年度同期80億8,736万4千円、6億7,838万5千円の増）が収入済で、国・県支出金および町債など下半期にその多くが収入されるものであるため、全体の対予算収入率は52.4%（前年度同期53.1%）となっています。



歳出
予算額のうち、63億1,348万5千円（前年度同期56億8,476万7千円）が支出済で、環境センター運営管理事業（衛生費）など、下半期にその多くが支出されるものがあるため、全体の執行率は37.7%（前年度同期37.4%）となっています。

◆ 財産の状況 (単位：㎡)

区分	令和6年度末現在高 (1)	令和7年 4～9月増減高 (2)	令和7年 9月末現在高 (1) + (2)
土地	1,051,428.67	△195.60	1,051,233.07
建物	108,194.13	0.00	108,194.13
合計	1,159,622.80	△195.60	1,159,427.20

◆ 町債借入金等現在残高の状況 (単位：千円)

区分	令和6年度末 現在高 (1)	令和7年 4～9月 借入額 (2)	令和7年 4～9月 元金償還額 (3)	令和7年9月末 現在高 (1)+(2)-(3)
町債借入金	7,582,394	0	466,101	7,116,293
一時借入金	0	0	0	0

◆ 住民の負担状況 (町税の状況) (単位：千円)

区分	予算現額	調定済額	収入済額	予算比	町民1人当たりの 負担額 (円)
町民税	2,657,106	3,106,839	1,906,000	71.7%	44,095
固定資産税	2,648,351	2,765,866	1,920,775	72.5%	44,437
軽自動車税	131,556	138,284	133,156	101.2%	3,080
町たばこ税	255,913	109,132	109,132	42.6%	2,525
合計	5,692,926	6,120,121	4,069,063	71.5%	94,137

◆ 各特別会計の状況 (単位：千円)

区分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	支出済額 (C)	執行率	
				(B)/(A)	(C)/(A)
国民健康保険	4,778,098	2,013,478	2,127,883	42.1%	44.5%
後期高齢者医療	881,401	325,526	276,819	36.9%	31.4%
介護保険	3,928,435	1,686,474	1,729,807	42.9%	44.0%
水道事業	(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)
収益的収入	1,034,330	424,824	-	41.1%	-
収益的支出	1,102,702	-	352,493	-	32.0%
資本的収入	200,010	0	-	0.0%	-
資本的支出	556,225	-	319,234	-	57.4%
下水道事業	(A)	(B)	(C)	(B)/(A)	(C)/(A)
収益的収入	838,194	255,581	-	30.5%	-
収益的支出	888,856	-	249,789	-	28.1%
資本的収入	349,490	168,433	-	48.2%	-
資本的支出	471,764	-	230,531	-	48.9%

※収益的収支…水道水の供給や使用後の水をきれいにするためなどに必要な収入と支出のこと。

※資本的収支…施設の整備などに必要な収入と支出のこと。

※令和7年9月30日現在 (人口43,225人)

健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和6年度の健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

◆ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
杉戸町	— (13.36)	— (18.36)	6.4 (25.0)	— (350.0)
(速報値) 埼玉県内 町村平均	—	—	6.9	2.6

備考 1.実質赤字比率および連結実質赤字比率の「—」は、実質赤字または連結実質赤字額がないことを表す。
2.将来負担比率の「—」は、算定されないことを表す。
3.括弧内の数値は、町の早期健全化基準を記載している。

◆ 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考 1.資金不足比率の「—」は、資金不足がないことを表す。
2.「備考」には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について記載している。

◇用語解説◇

実質赤字比率／町の一般会計において、どのくらい赤字であったかを表すもの

連結実質赤字比率／町の全ての会計において、どのくらい赤字であったかを表すもの

実質公債費比率／借金の返済のために、町がどのくらい負担をするかを表すもの

将来負担比率／借金に加えて長期契約の費用など、町が将来どのくらい負担をする可能性があるかを表すもの

早期健全化基準／財政状態が危険であるかを判断する基準（上記4つのうち1つでもこの基準以上になると危険と判断される）

資金不足比率／町の水道事業・下水道事業において、経営のための資金がどのくらい不足であったかを表すもの